

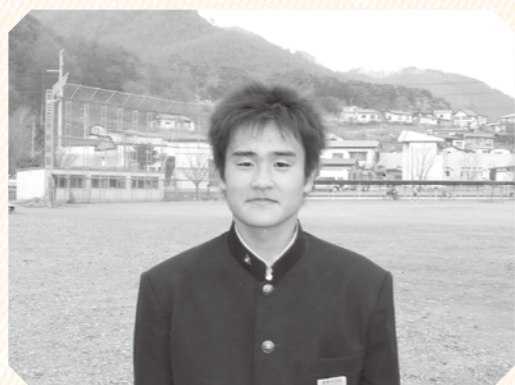
# 町民の皆さんにインタビューしました。

今年の予算のこんな所、気に入りました。  
もっと早くやって欲しかったなあ。  
うれしい、ありがとう、何に使おうかなあ。  
インタビューに答えてくれた皆さん  
ほんとうにありがとうございました。



要望書を議長に手渡す中家さんと会員の皆さん

21年度予算において酪農への緊急対策事業継続について要望書を提出した、JA酪農生産部会葛巻中央支部長 中家重夫さんから本年度の畜産関係予算措置についてお聞きしました。  
今の厳しい状況は長続きはしないと思うているが、長すぎると酪農がなくなる危険性があります。昨年からはじめた農家への助成はともありがたいです。  
また、本年度からの負債対策の利子補給も、立ち直るための手助けであり生き延びていくために、今ある借り入れ金を農家も頑張り返して、希望の持てる酪農にしていきたい。



完成が楽しみと話す横道くん

葛巻中学校のグラウンドがよいよ本年度整備されることになりました。生徒の皆さんも少しの辛抱です。そこで、生徒会長横道竜也くんからこれまでの苦労話や喜びの声を聞きました。

改修工事をする聞き、うれしかったです。  
今まで、部活動や行事のときに先輩方が「みんながけがをしないように」とグラウンドの隅に山ができる程、石拾いをしてくれました。  
私たちはその思いを受け継ぎ、安全で安心して毎日の部活動や行事に精一杯取り組んでいきます。



町内での買い物に使いたいと笑顔で話す小椋さん

定額給付金を喜んでいます。孫の世話をしているので教育費や食費の足しにするつもりです。  
5人で暮らしていますが、町内での買い物に使って少しでも町の活性化の手助けになればいいと思っています。

本町でも4月6日から定額給付金が支給されました。  
国会の関連法案の審議に時間を要したため、待ちくたびれた人もあったと思いますが、総合センターには朝早くから町民が訪れ、交付まで1時間近く待った人もありました。  
プレミアム商品券を購入した小椋國良さん（茶屋場）に聞きました。

## 請願の審査結果 輝くふるさと常任委員会

輝くふるさと常任委員会は2月19日、12月定例会で本委員会に審査を付託され、継続審査としていた請願・要望について審査し、次のように決定しました。

### ☆請願第6号

公契約法制定など、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する請願  
(願意、意見書の国会提出)  
請願者 岩手県建設労働者連合会

会長 菊池 武實

請願書及び追加提出のあった資料を精査し、一部採択し、下記のように意見書を提出することに決定しました。

### ☆要望第4号

田野自治会からの要望

要望者 田野自治会

会長 大村 朝夫

要望書の審査及び要望箇所の現地調査を行い、次のように意見を付し、その要望を採択しました。

① 前里地区集会所建設をお願いします。  
意見 建設候補地は、県道と接しており利用者の安全性を確保できるか問題が残る。  
公共施設として適切な場所が望まれる。



要望書のあった箇所を調査する議員と地区住民

② 前里地区水上線集落道整備をお願いします。  
意見 集落道については、町内でも同じような状態の所が多数あるので担当課の調査結果から検討していきたい。

③ 触沢部落農道中野線整備をお願いします。  
意見 対応は砂利を敷いて利便性を確保するよう町と協議済み。

④ 触沢に治山ダムと道路整備をお願いします。  
意見 治山ダムは着手されているので採択から除外する。  
道路(流水によって削り取られた道路・側溝)については、ダム工事完成後に調査を行うものとし、土のう等の対応は随時行う。

⑤ 町道馬淵線と農道正路線の連結整備をお願いします。  
意見 補助事業の導入等を視野に入れながら調査検討したい。

## 委員会発議による意見書

公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書

建設業の就業者数は全国で630万人と、全産業の就業者数の約10%を占めており、我が国の基幹産業として経済活動と雇用機会の確保に大きく貢献している。

しかしながら、建設業においては元請けと下請けという重層的

な関係の中で、建設労働者の賃金体系は常に不安定な状況にあり、加えて、不況下における受注競争の激化と近年の公共工事の減少が施工単価や労働費の引き下げにつながり、現場で働く労働者の生活を不安定なものとしている。国においては、平成13年4月に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行され、参議院で「建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるように努めること。」との付帯決議が付されている。

こうした中において、諸外国では、公契約における適正な賃金の支払いを確保する法律、いわゆる公契約法の制定が進んでいる状況にある。

よって、国においては建設労働者の適正な賃金が確保されるよう公共工事における安全や品質の適切な確保のために「公契約法の制定」を強く要望する。  
平成21年3月16日

内閣総理大臣ほか2大臣、衆参両議院議長へ送付しました。